

倉吉市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和8年2月18日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者

(1) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第159号

所在地 鳥取市南安長2丁目73番地

名称 株式会社ジーテック

代表者 代表取締役 後田 拓也

(2) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第160号

所在地 東伯郡琴浦町赤碓399番地9

名称 よしもと設備

代表者 代表者 近藤 佳智

2 更新した日

令和8年2月18日

3 更新後の指定の有効期限

令和13年2月17日まで